

TIRP22

ASNITE 試験事業者 IT 公表用文書

ASNITE 試験事業者 IT
認定の取得と維持のための手引き
(第 11 版)

平成 28 年 3 月 3 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | はじめに..... | 3 |
| 2 | 認定申請の手続き..... | 4 |
| 2.1 | 認定申請に必要な書類..... | 4 |
| 2.2 | 認定申請手数料等について..... | 6 |
| 2.3 | ASNITE 認定申請書の記入要領(様式 1)..... | 6 |
| 2.4 | ASNITE 認定申請書以外の書類の記入・作成要領..... | 14 |
| 2.5 | 認定申請に対する手続きの概要..... | 23 |
| 2.6 | 認定申請中の申請内容の訂正..... | 25 |
| 3 | 認定事業者の権利及び義務..... | 26 |
| 4 | 認定内容の変更の手続き..... | 27 |
| 4.1 | 変更に必要な書類..... | 27 |
| 4.2 | ASNITE 認定内容等変更届の記入要領..... | 27 |
| 5 | 認定事業の承継の手続き..... | 29 |
| 5.1 | 承継に必要な書類..... | 29 |
| 5.2 | ASNITE 事業承継届の記入・作成要領..... | 29 |
| 6 | 認定事業の廃止の手続き..... | 30 |
| 6.1 | 廃止に必要な書類..... | 30 |
| 6.2 | ASNITE 事業廃止届の記入要領..... | 30 |
| 7 | 定期検査の申込み手続き..... | 31 |
| 7.1 | 定期検査申込み手数料について..... | 31 |
| 7.2 | 定期検査申込書の記入要領..... | 31 |
| 8 | 暗号モジュール試験における CMVP との共同認証制度に基づく認定について..... | 32 |
| | 附 則..... | 33 |
| | 様 式 集..... | 34 |

ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き

1 はじめに

この手引きは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の認定センター（以下「認定センター」という。）が運営する製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）において、コモンクライテリア評価、暗号モジュール試験又はシステム LSI 侵入テストを行う試験事業者が認定を受けるために必要な手続、及び認定を受けた試験事業者がその認定を維持するために必要な手続について定めたものです。

ASNITE の認定を受けたこれらの試験事業者（以下「認定事業者」という。）は、次に掲げる制度において重要な役割を担っております。

- ◎IT セキュリティ評価及び認証制度（以下「JISEC」という。）においては「評価機関」として、IT 製品及びシステムのセキュリティ評価を行います。
- ◎暗号モジュール試験及び認証制度（以下「JCMVP」という。）においては「試験機関」として、暗号モジュール試験を行います。
- ◎JISEC における IC カード等のセキュリティ評価に必要となるシステム LSI 侵入テストを行います。

なお、海外にある事業所によりこれらの試験を行う試験事業者の認定申請であっても、使用言語は日本語のみとします。事業所で用いるマネジメントシステム文書を日本語以外の言語で作成したときは、それらの文書に加えて日本語の翻訳文書も作成していただきます。認定申請書添付書類については、両方とも提出いただきます。また、この場合における日本語の文書の内容の責任は、試験事業者が有することとなりますので御注意ください。ただし、この手引きで定める英語の様式に限り、英語でも提出することができます。これらの使用言語の適用は、認定センター又は審査チームと試験事業者との連絡、書類審査、現地審査におけるコミュニケーションにおいても同様とします。

この手引きは、次の規格及び規程に基づいています。

- ◎ ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- ◎ ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
- ◎ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）

審査の基準及び認定の基準

試験事業者からの認定申請に対して、国際的な基準である ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）のうち、該当するすべての項目について審査が行われます。この結果を基に、

1. 試験を適確かつ円滑に行うに必要な技能的能力を有するものであること。
 2. 試験を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- と認められた試験事業者が認定されます。

なお、この認定は、事業者からの任意の申請を受けて行われるものです。

この手引き及びASNITEについての問い合わせ先は、次のとおりです（なお、認定に係る各種手続は、認定センターのみで受付けており、中部認定事務所、近畿認定事務所及び支所では受付けておりません。）。

●認定に係る各種手続、この手引き及びASNITEに係るお問い合わせ

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番 10 号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター製品認定課

電話 03 (3481) 1939 FAX 03 (3481) 1937

E-mail asnite-it@nite.go.jp

ホームページ <http://www.nite.go.jp/iajapan/>

●JISEC 及び JCMVP に係るお問い合わせ

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 8 号 文京グリーンコートセンターオフィス

独立行政法人情報処理推進機構

技術本部セキュリティセンター情報セキュリティ認証室

電話 03 (5978) 7538 FAX 03 (5978) 7548 (JISEC)

電話 03 (5978) 7545 FAX 03 (5978) 7548 (JCMVP)

E-mail jisec@ipa.go.jp (JISEC)

jcmvp-info@ipa.go.jp (JCMVP)

ホームページ <http://www.ipa.go.jp/security/jisec/index.html> (JISEC)

<http://www.ipa.go.jp/security/jcmvp/index.html> (JCMVP)

●JISEC 及び JCMVP に係る政策面についてのお問い合わせ

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省商務情報政策局

情報政策ユニット情報セキュリティ政策室

電話 03-3501-1253 FAX 03-3501-6639

E-mail it-security@meti.go.jp

ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

2 認定申請の手続き

2.1 認定申請に必要な書類

申請に当たっては、次の書類の正本 1 部を御提出いただきます。書類が不足している場合など形式上の要件を満足しない申請については、修正を行っていただきますが、申請却下の場合もあり得ることをあらかじめ御了承ください。

| 申請に必要な書類 | | 申請時事前チェック欄 |
|----------|-------------------|---|
| | 認定申請書 | <input type="checkbox"/> ASNITE 認定申請書（試験事業者 IT 用） |
| 1 | 登記事項証明書又はこれに準ずるもの | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの |
| 2 | 試験（評価）の事業の概要 | <input type="checkbox"/> 試験（評価）の事業の概要を示す書類（パンフレットでもよい） |
| 3 | 確認（誓約）書 | <input type="checkbox"/> ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項の確認（遵守）について |
| 4 | 認定事業に類似する業務実績 | <input type="checkbox"/> 認定事業に類似する業務の実績（直近 3 年間の実績） |
| 5 | 認定事業に用いる設備の一覧 | <input type="checkbox"/> 認定事業に用いる設備数、性能、所在の場所及びその所有者又は借り入れの別 |
| 6 | 認定事業を行う施設の概要 | <input type="checkbox"/> 事業所の配置図 <input type="checkbox"/> 評価室／試験室の機器の配置図 |
| 7 | 認定事業を行う組織に関する事項 | <input type="checkbox"/> 事業所の組織図 <input type="checkbox"/> 主要職員名簿 |
| 8 | 認定事業の実施の方法に関する事項 | <input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書一覧 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル及び評価／試験手順書（2.3 (4)-1、(4)-2 又は(4)-3 以外の手順書がある場合） <input type="checkbox"/> 認定後に発行する認定シンボルを付した試験報告書の様式 |
| 9 | 認定事業に従事する者の氏名及び経験 | <input type="checkbox"/> 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績 |

申請書類提出後に、申請内容に変更が生じた場合には、その変更があった日から概ね 30 日以内に認定申請書訂正願の正本 1 部を提出してください。

2.2 認定申請手数料等について

2.2.1 認定申請手数料等

認定申請手数料等は、認定センターホームページで公表する手数料規程をご参照下さい。

なお、次の条件のいずれかを満たさない場合には、同一の事業所であっても、認定申請上は異なる事業所とみなされ、それぞれ別々に認定申請手数料がかかります。

◎ 一回の認定審査（可能な限り連続した日での現地審査）で実施可能であること。

◎ 同じマネジメントシステムで運営されている事業であること。

※ 例えば、同一の事業所において、セキュリティ評価事業と暗号モジュール試験事業が、異なるマネジメントシステムで運営されている場合には、それぞれ手数料がかかります。

2.2.2 外国事業者に対する申請手数料等について

海外の事業所については、航空運賃（エコノミークラス）、外国における交通費（鉄道賃、車賃等の実費）及び外国における宿泊費について、手数料の納付に代えて、認定申請者及び認定事業者が直接これらの経費を交通事業者、宿泊事業者等に支払うことができます。

手数料額、海外の事業所に係る手数料納付方法の詳細については、認定センターに御相談ください。

2.3 ASNITE 認定申請書の記入要領（様式 1）

認定申請は、試験事業を行う事業者（法人の場合は、代表権のある者）が行って下さい。また、認定を受けようとする事業所（試験所）の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなします。申請範囲となる一つ又は複数の試験活動を複数の事業所で分担して実施している場合は、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）」（以下、一般要求事項という）の「附属書 1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に記載された要求事項を満たすようにして下さい。

注 1）既に認定を受けている者が、別の試験方法の区分の認定を受けようとする場合、又は既に認定を受けている者が区分内で認定範囲を拡大する場合は改めて申請することが必要になります。

注 2）申請書様式をはじめ、各様式は事業者がワープロ等で作成してください。

注 3）マルチサイト事業者の申請を行う場合には、申請前に認定センターにご相談下さい。

(1) 「申請者の名称」

認定を受けようとする試験事業者（以下「申請事業者」という。）の名称及び代表権のある方の氏名を記載し、押印してください。氏名を記載し押印することに代えて、署名することとしても結構です。

なお、代表権のある方からの委任状を認定申請書に添えて御提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が次回以降の手続きを行うことができます。

(2) 「試験事業に対する ASNITE の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。」

申請事業者は、申請していただいた段階で、ASNITE 認定の手順に従っていただくこと、試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供していただくこと及び認定の要件に適合することに同意していただいたこととなります。

(3) 「認定を受けようとする区分」

コモンクライテリア評価、暗号モジュール試験及びシステム LSI 侵入テストを行う試験事業者の認定を受けようとする区分（認定区分）は下表のとおりです。

| 認定区分 | | | (参考：認証制度上の区分) |
|----------------|-------------|-------------------|--------------------|
| 情報技術 | コモンクライトリア評価 | ソフトウェア | JISEC における 評価機関 |
| | | ハードウェア (スマートカード等) | |
| | 暗号モジュール試験 | 暗号ソフトウェアモジュール | JCMVP における 試験機関 |
| | | 暗号ハードウェアモジュール | |
| システム LSI 侵入テスト | | | |

認定申請書には、認定区分及び認定を受けようとする範囲（認定範囲）を記載してください。

(4) 「認定を受けようとする範囲」

(4)-1 認定区分：

- ① 情報技術－コモンクライテリア評価－ソフトウェア
- ② 情報技術－コモンクライテリア評価－ハードウェア（スマートカード等）

イ セキュリティ評価規格とは、IT セキュリティ評価基準及びその補足文書並びに IT セキュリティ評価方法及びその補足文書を指します。これらの規格の番号及び名称は、具体的には下表のとおりです。

| | |
|-----------------------|---|
| セキュリティ評価規格 の番号及び名称 | (IT セキュリティ評価基準) ・ ISO/IEC 15408 Information Technology - Security Techniques - Evaluation Criteria for Information Technology Security ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書（注 1） (IT セキュリティ評価基準補足文書) ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価基準補足文書（注 2） |
| | (IT セキュリティ評価方法) ・ ISO/IEC 18045 Information Technology - Security Techniques - Methodology for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書（注 3） (IT セキュリティ評価方法補足文書) ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価方法補足文書（注 4） |

注 1 この翻訳文書を使用する場合には、その翻訳文書と JIS で使用される用語等が異なる場合がありますので、当該翻訳文書に添付の対照表を参照してください。

注 2 この補足文書において「IT セキュリティ評価基準」を参照する場合に、特に断りがなければ、この評価基準補足文書を合わせるものとします。

注 3 この翻訳文書を使用する場合には、その翻訳文書と JIS TR で使用される用語が異なる場合がありますので、当該翻訳文書に添付の対照表を参照してください。

注 4 この補足文書において「IT セキュリティ評価方法」を参照する場合に、特に断りがなければ、この評価方法補足文書を合わせるものとします。

ロ セキュリティ保証コンポーネント

認定を受けようとするセキュリティ保証コンポーネントは、CC バージョン 3 の場合、下表のいずれかとなります。クラス APE 及び／又はクラス ASE のみで申請することはできません。また、現在は EAL 6 以上の評価保証レベル（CC バージョン 3 の場合）は、申請の対象となっておりませんので御注意ください。

※ CC バージョン 3 の各 EAL には、セキュリティターゲットの評価（クラス ASE）のセキュリティコンポーネントが含まれます。

なお、以下の認定範囲を超える保証コンポーネントにおいて CC 認証機関により評価者資格が付与された場合は、認定範囲に保証コンポーネントを追加することができますので、該当する場合は、追加を希望する保証コンポーネントを明記してください。

| 評価保証レベル | 申請書に記載するセキュリティコンポーネント |
|----------|---|
| EAL 2 まで | プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） |
| EAL 3 まで | プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3） |
| EAL 4 まで | プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3） 評価保証レベル 4（EAL 4） |
| EAL 5 まで | プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3） 評価保証レベル 4（EAL 4） 評価保証レベル 5（EAL 5） |

(4)-2 認定区分：

③情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール

④情報技術－暗号モジュール試験－暗号ハードウェアモジュール

イ 暗号モジュールセキュリティ要件及び暗号モジュール試験要件の番号及び名称を記載してください。具体的には下表のとおりです。なお、CMVP との共同認証を希望する場合は、下表のうち※の規格を追加してください。

暗号モジュールセキュリティ要件、暗号モジュール試験要件及び CMVP の定義は、一般要求事項を御覧ください。

| | |
|------------------------------|-------------------|
| 暗号モジュールセキュリティ要件及び試験要件の番号及び名称 | (暗号モジュールセキュリティ要件) |
| | (暗号モジュール試験要件) |

ロ 認定範囲

認定を受けようとする範囲は、一般要求事項の 3.2 「マネジメントシステムの対象範囲」を参考に、以下のうち該当するものを記載してください。

基本暗号セキュリティ

暗号アルゴリズム実装試験

暗号ソフトウェアモジュール試験 1 (セキュリティレベル 1～3)

暗号ソフトウェアモジュール試験 2 (セキュリティレベル 4)

暗号ハードウェアモジュール試験 1 (セキュリティレベル 1～3)

暗号ハードウェアモジュール試験 2 (セキュリティレベル 4)

(4)-3 認定区分：⑤システム LSI 侵入テスト

試験対象及び試験規格の名称を記載してください。具体的には下表のとおりです。
なお、「CC サポート文書」の定義は、一般要求事項を御覧ください。

| | |
|-------------|---|
| 試験対象 | スマートカード及びそれに関連する IC 及び端末等 |
| 試験規格の番号及び名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CCRA が公開するスマートカードに関する CC サポート文書 ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する同等の文書 |

(4)-4 複数の認定区分を申請する場合など

これらの区分を同時に申請する場合は、それぞれ併記してください、また、これらの記載が 1 枚の用紙に収まらない場合には別記（様式 2）とし、認定申請書の該当記載欄に、それぞれ「別記のとおり」と明記してください。

(5) 「認定を受けようとする事業所」

認定を受けようとする事業所が複数ある場合は、全ての事業所について名称、所在地（郵便番号）、電話番号を記載してください。例えば、試験（評価）報告書の発行を行う事業所では試験（評価）を行わず、別の所在地の事業所で試験（評価）を行う場合、又は認定申請範囲の試験（評価）を複数の事業所で分担する等の場合は、そのすべての事業所の情報を記載してください。

(6) 認定申請書（様式 1）及びその別記（様式 2）の記載例

認定申請書（様式 1）及びその別記（様式 2）の記載例は、それぞれ次のとおりです。

(様式 1) の記入例

ASNITE 認定申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 × ×

× 独立行政法人製品評価技術基盤機構
 × × 理事長 殿

住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1
 名称及び代表者 株式会社 経済
 代表取締役社長 経済 太郎 印 ×

試験事業に対する ASNITE の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定を受けようとする区分
 情報技術－コモンクライテリア評価－ソフトウェア
 情報技術－コモンクライテリア評価－ハードウェア（スマートカード等）
2. 認定を受けようとする範囲
 別記のとおり
3. 認定を受けようとする事業所の名称、所在地（郵便番号）、電話番号

| | |
|-----------|-------------------------------|
| ふりがな | とうきょうひょうかしょ |
| 名称 | 東京評価所 |
| ふりがな | とうきょうとちよだくおおてまち |
| 所在地（郵便番号） | 東京都千代田区大手町 1－3－1 〒100-0004 |
| 電話番号 | 03-1234-8765 |

備考 1 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とします。

備考 2 認定を受けようとする事業所が複数ある場合は、全ての事業所について名称、所在地（郵便番号）、電話番号を記載してください。）

(様式 2) の記入例 (コモンクライテリア評価の場合)

認定を受けようとする範囲の別記

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>セキュリティ評価規格 の番号及び名称</p> | <p>(IT セキュリティ評価基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO/IEC 15408 Information Technology - Security Techniques - Evaluation Criteria for Information Technology Security ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 <p>(IT セキュリティ評価基準補足文書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価基準補足文書 <p>(IT セキュリティ評価方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO/IEC 18045 Information Technology - Security Techniques - Methodology for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 <p>(IT セキュリティ評価方法補足文書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価方法補足文書 |
| <p>セキュリティ保証 コンポーネント</p> | <p><ソフトウェア> プロテクションプロファイルの評価 (クラス APE)</p> <p>評価保証レベル 1 (EAL 1) 評価保証レベル 2 (EAL 2) 評価保証レベル 3 (EAL 3) 評価保証レベル 4 (EAL 4)</p> <p><ハードウェア> プロテクションプロファイルの評価 (クラス APE)</p> <p>評価保証レベル 1 (EAL 1) 評価保証レベル 2 (EAL 2) 評価保証レベル 3 (EAL 3) 評価保証レベル 4 (EAL 4) 評価保証レベル 5 (EAL 5) AVA_VAN.5</p> |

2.4 ASNITE 認定申請書以外の書類の記入・作成要領

(1) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるものを提出してください。

(2) 試験（評価）の事業の概要

事業所における試験（評価）の事業の概要を示す書類を提出してください。その内容がパンフレット等に記載されている場合は、パンフレット等を提出いただいても構いません。

(3) 認定事業に類似する業務の実績（様式 4）

① 認定を受けようとする事業に係る実績件数を、申請日の直近 3 年間の実績について記入してください。

(注 1) コモンクライテリア評価の認定区分に係る実績については、技術的能力を客観的に確認するために、申請範囲に対応した類似の実績（例：ソフトウェア検証、設計書作成等）の他に、申請範囲に対応した少なくとも 1 件以上のコモンクライテリア評価の実績が必要となります。この実績を積むためには、JISEC の関係規程に基づき、認証機関である独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の監督の下で行われる、評価者資格を付与することを目的とした評価（試行評価）を行う必要がありますが、実績としてカウントされるためには、試験報告書（評価報告書）を発行し、申請範囲に対応した 1 名以上の評価者資格が付与されることが必要です。

したがって、認定申請時点において評価中のものを含んで記載しても構いませんが、遅くとも現地審査を行う前までに申請範囲に係る試験報告書を IPA に対して発行し、IPA から評価者資格が付与されていることが必要です。

(注 2) 暗号モジュール試験の認定区分に係る実績については、原則として現地審査を実施した後に、IPA が実施する又は認めた、アーティファクト試験（定義は一般要求事項を参照）を実施し、満足な結果を得ることが必要です。ここでの「満足な結果」とは、技能試験の結果が認証機関である IPA により「満足」と判定されることを意味します。

(注 3) 以下のようなケースでは、一時的に審査を中断することとなりますので、ASNITE 認定申請手続中断願（様式適宜）を速やかに提出してください。

- ・ NITE に認定申請書を提出してから、概ね 1 か月経過しても IPA に対して評価機関承認の申請ができない場合（試行評価の案件が決定していない場合）
- ・ NITE の書類審査が終了してから、概ね 2 か月経過しても試行評価が終了する目処が立たず、現地審査を実施できない場合（書類審査が終了しても試験報告書を発行できない場合）

② 「用いた方法」欄には、例えばコモンクライテリア評価の認定区分の場合、前 2.3(4)-1 の IT セキュリティ評価基準及び IT セキュリティ評価方法、又はこれらに類する規格の番号並びに特定できる場合は当該規格の項目番号及びその評価方法名を記入してください。また、該当する評価対象との関係を明記してください。

(様式 4) の記入例

3. 認定事業に類似する業務の実績

(○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日) ※直近 3 年間

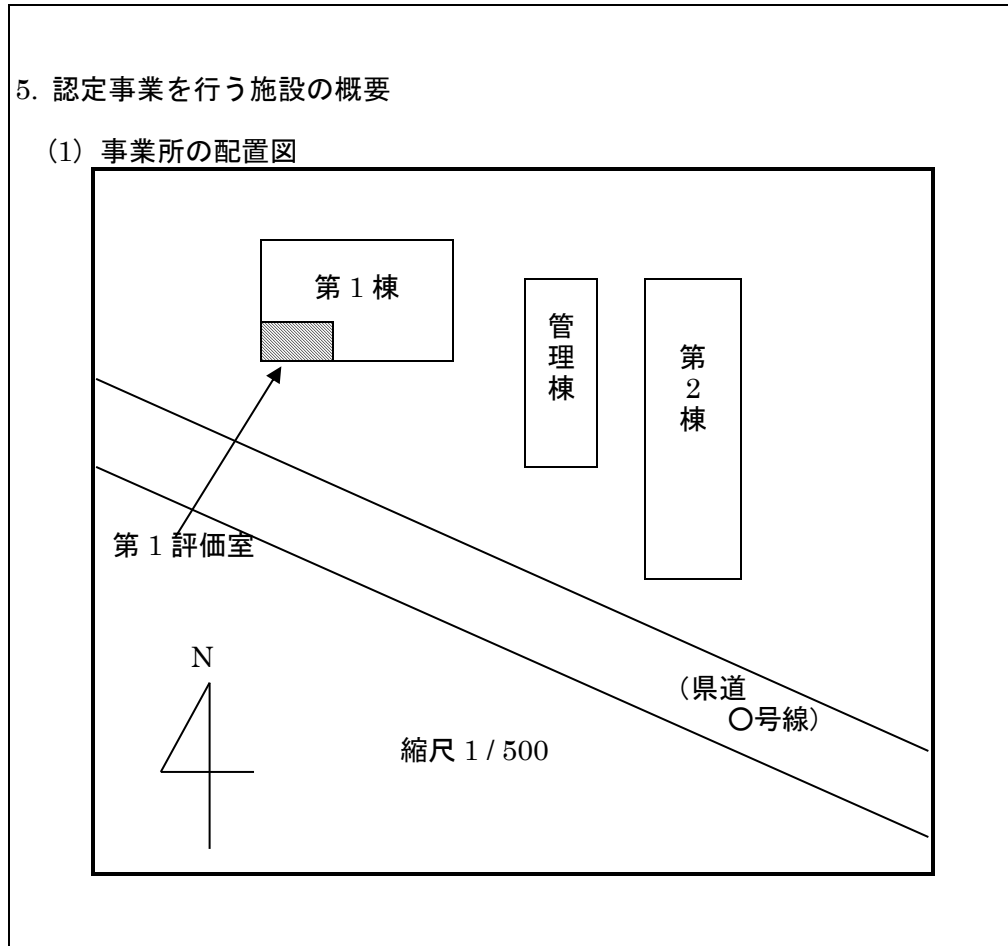
| 用いた方法 | 実施期間及び対象 | 件数 |
|---|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation | ○○○○年○○月○○日～○○月○○日 EAL3 ○○○に係るソフトウェア | ○ |
| | | |
| | | |

(5) 認定事業を行う施設の概要

① 事業所の配置図 (様式 6)

認定事業を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。この際、用紙の大きさに対応した縮尺で記入してください。

(様式 6) の記入例

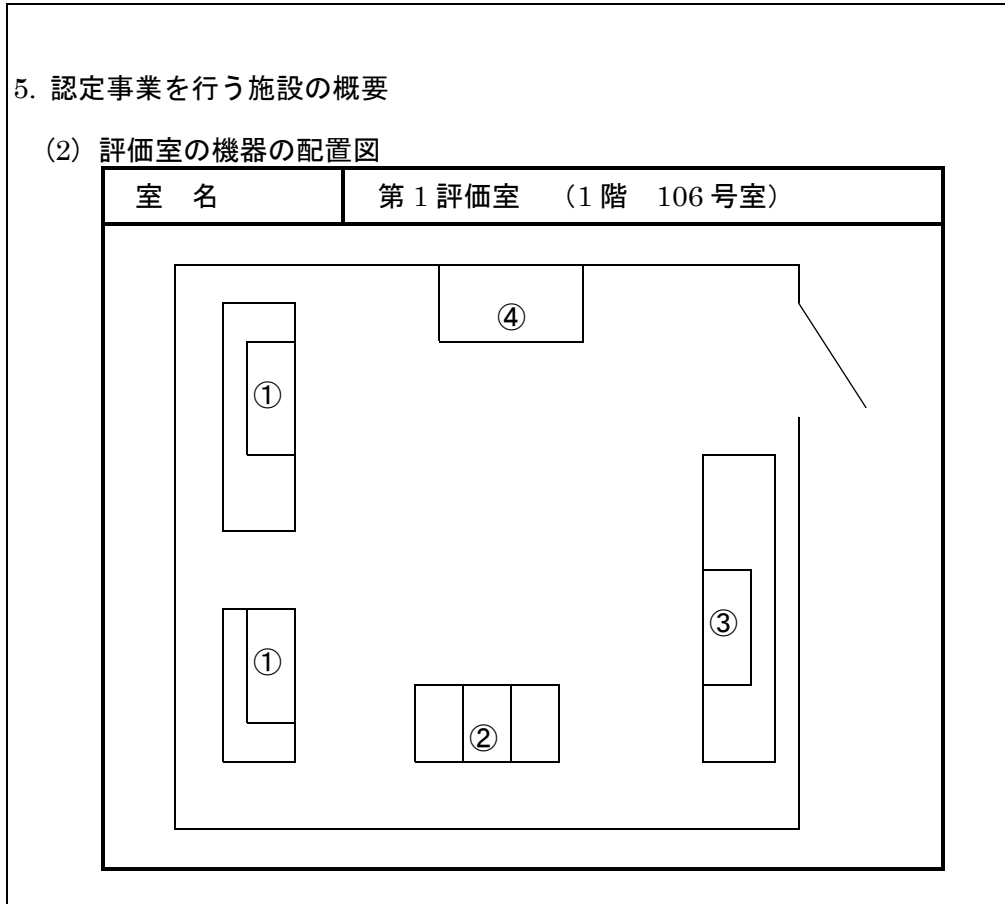


② 評価室／試験室の機器の配置図（様式 7）

認定事業を行う部屋の機器配置状況の概要を図示してください。

この際、配置図中の設備番号は、前項(4) 認定事業に用いる設備等の一覧（様式 5）の「**図中**」欄の番号と対応するようにしてください。

（様式 7）の記入例



(6) 認定事業を行う組織に関する事項

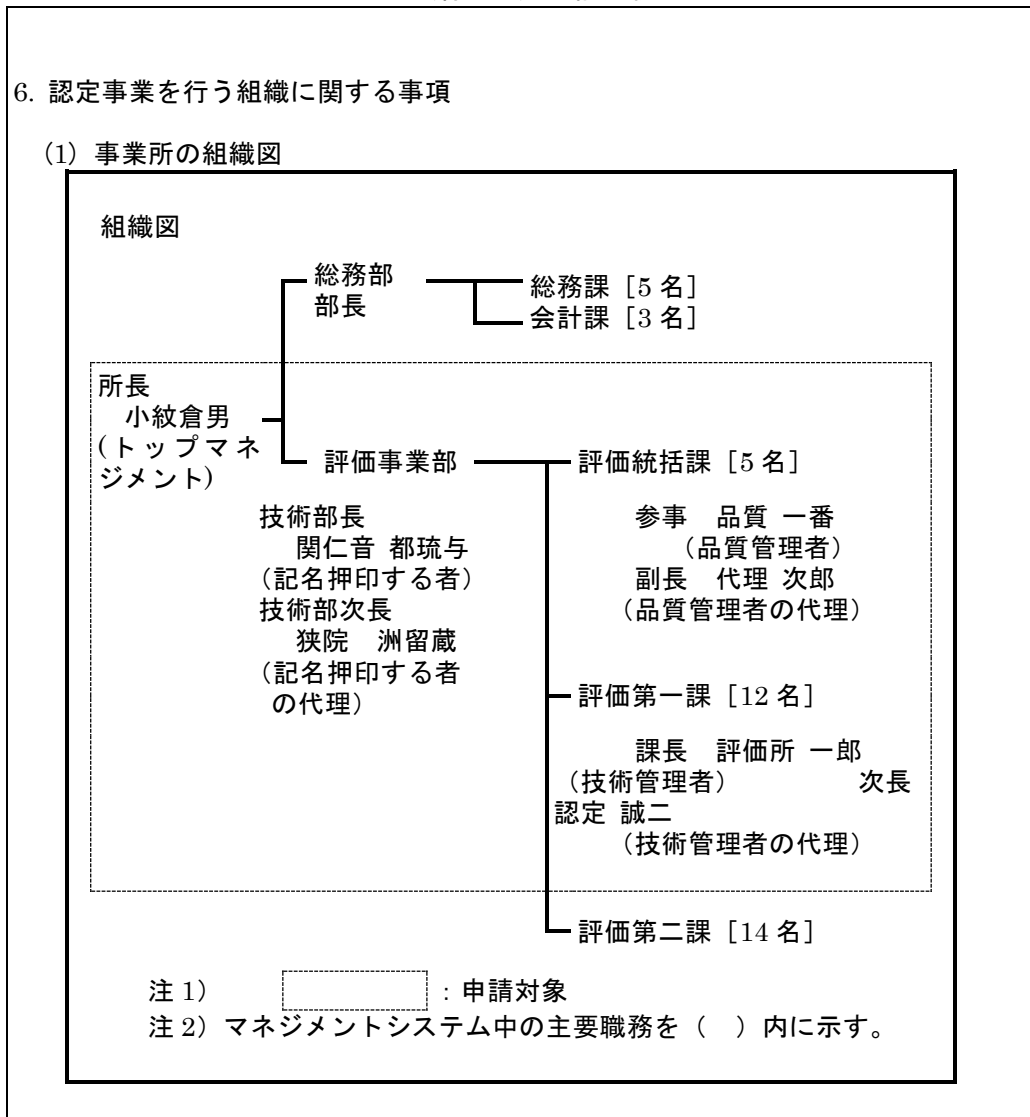
① 事業所の組織図 (様式 8)

申請事業者の認定事業を行う実施体制及びその責任と権限を明確にするため、事業所の組織体系を図示してください。

この組織図では、ISO/IEC 17025 で定めるトップマネジメント、技術管理主体 (1 名の場合は技術管理者) 及び品質管理者並びに署名押印する者の組織における位置付けを明確にしてください。特に該当する場合は、親企業との関係を明確に記述してください。

また、認定申請の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んで明確にしてください。

(様式 8) の記入例



② 主要職員名簿（様式 9）

被選任者が複数の場合（品質管理者を除く。）は、欄を追加し記入してください。

「職名」欄には、申請事業者の事業所における職名を記入してください。

「関連する経験」欄には、関連する業務に従事した経験について、従事した期間も含めて記入してください。

（様式 9）の記入例

| | |
|--------------------|---|
| 6. 認定事業を行う組織に関する事項 | |
| (2) 主要職員名簿 | |
| 技術管理者 | |
| 氏名 | 評価 一郎（ひょうか いちろう） |
| 職名 | 評価事業部 評価第一課課長 |
| 関連する経験 | 昭和 46 年 関西本部 評価業務第 1 課に配属。 昭和 52 年～昭和 58 年 名古屋研究所 開発課にて、コンピューターセキュリティ研究業務に従事。 昭和 61 年～ 関東本部 霞ヶ関ラボ評価統括課にて、米国 TPET (TCSEC) 制度の調査研究業務に従事。 平成 5 年～ 現在に至る。 |
| 技術管理者の代理 | |
| 氏名 | 認定 誠二（にんてい せいじ） |
| 職名 | 評価事業部 評価第一課次長 |
| 関連する経験 | 昭和 52 年 関東本部 西原ラボ評価第 1 課に配属。 昭和 62 年～ 関東本部 西原ラボ評価統括課にて、英国 ITSEC 制度の調査研究業務に従事。 平成 6 年～ 現在に至る。 |
| 品質管理者 | |
| 氏名 | 品質 一番（ひんしつ いちばん） |
| 職名 | 評価事業部 評価統括課参事 |
| 関連する経験 | 昭和 44 年 中部支所 評価業務課に配属。 昭和 61 年～ 関東本部 霞ヶ関ラボ評価業務第 1 課にて、米国 TPET (TCSEC) 制度の調査研究業務に従事。 平成 3 年 豪州認定機関 (NATA) に研修出向。 平成 4 年～ 現在に至る。 |
| 品質管理者の代理 | |
| 氏名 | 代理 次郎（だいに じろう） |
| 職名 | 評価事業部 評価統括課副長 |
| 関連する経験 | 昭和 52 年 関西本部 評価業務第 1 課に配属。 平成 13 年 中部支所 評価業務課在職中に、JIS Q 9001 (ISO 9001) に関する講習受講。 平成 14 年～ 現在に至る。 |
| 署名又は記名押印する者 | |
| 氏名 | 関仁音 都琉与（せきにんお とるよ） |
| 職名 | 評価事業部 技術部長 |
| 関連する経験 | 昭和 42 年 関東本部 霞ヶ関評価所評価統括課に配属。 平成 13 年 関西本部 評価業務部副部長在職中に、JIS Q 9001 (ISO 9001) に関する講習受講。 平成 14 年 JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) に関する講習受講、 現在に至る。 |
| 署名又は記名押印する者の代理 | |
| 氏名 | 狹院 洲留蔵（きょういん するぞう） |
| 職名 | 評価事業部 技術部次長 |
| 関連する経験 | 昭和 44 年 中部支所 評価業務課に配属 平成 13 年 関西本部 評価業務部副部長在職中に、JIS Q 9001 (ISO 9001) に関する講習受講。 平成 16 年 関西本部 評価業務第 1 課長在職中に、独立行政法人製品評価技術基盤機構が実施する試験所・校正機関認定審査員研修を受講。 平成 17 年～ 現在に至る。 |

(7) 認定事業の実施の方法に関する事項

① マネジメントシステム文書一覧表（様式 10）

申請する評価事業の実施のために必要な品質マニュアル、規程、手順書等のマネジメントシステム文書の一覧表を作成してください。

② 品質マニュアル 及び 評価／試験手順書

品質マニュアル及び認定を受けようとする範囲に係る評価（試験）を実施するための手順書（この手引き 2.3 項 (4) に示す規格等以外に手順書がある場合）を提出してください。

なお、申請に必要な書類のうち様式 5 から様式 8 までのものについては、品質マニュアル、規程、手順書等で一括して規定することができます。この場合、様式 5 から様式 8 までの書類の代わりに、規程、手順書等を提出してください。

③ 認定後に発行する認定シンボルを付した試験報告書の様式の案

認定後に発行する認定シンボルを付した試験報告書の様式の案を提出してください。

（様式 10）の記入例

7. 認定事業の実施の方法に関する事項

| 文書番号 | 文 書 名 | 制定／最新更新日 |
|------------|-----------------|------------|
| QM-001-M06 | 品質マニュアル | 2006.04.01 |
| PP-001-M03 | マネジメントレビュー規程 | 2004.07.01 |
| PP-002-M02 | 内部監査規程 | 2004.04.01 |
| PP-003-M03 | 苦情処理規程 | 2005.09.01 |
| PP-004-M03 | 不適合業務管理規程 | 2005.10.01 |
| PP-005-M04 | 是正処置規程 | 2005.10.01 |
| PP-006-M02 | 予防処置規程 | 2005.12.01 |
| PP-011-M03 | 文書管理規程 | 2004.07.01 |
| PP-012-M04 | 記録管理規程 | 2005.01.01 |
| PP-013-M05 | 評価報告書管理規程 | 2006.04.01 |
| PP-021-M05 | 評価施設管理規程 | 2005.10.01 |
| PP-022-M08 | 評価設備・機器管理規程 | 2006.10.01 |
| PP-023-M07 | 評価実施用消耗品管理規程 | 2006.06.01 |
| PP-031-M05 | 教育・訓練規程 | 2006.03.31 |
| ////////// | | |
| SOP-001-M2 | 評価品目取り扱い手順書 | 2004.04.01 |
| SOP-101-M2 | ○○○○評価操作手順書 | 2003.04.01 |
| SOP-102-M2 | *****評価操作手順書 | 2003.04.01 |
| SOP-103-M2 | ◇◇◇◇◇◇◇◇評価操作手順書 | 2003.04.01 |
| SOP-104-M2 | ▼▼▼▼評価操作手順書 | 2003.07.01 |
| SOP-105-M2 | ◎◎◎評価操作手順書 | 2003.07.01 |

(8) 認定事業に従事する者の氏名及び経験（様式 11）

認定事業に従事する方の、その事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る事業の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

(様式 11) の記入例

8. 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

| 主任 | 氏名 | 入社年月 | 担当業務 | 申請に係る事業の従事の実績 |
|----|-------|---------|--|---|
| ○ | 佐藤 鉄臣 | S54.4.1 | ソフトウェア ハードウェア IT システム ・ネットワーク IC カード | H4.4 関西本部評価業務第 1 課配属。 〈実績〉○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽ H9.4 英国 ABCDEFG に長期研修。 〈実績〉◇◇◇◇、○○○カード、 ◎◎◎カードリーダー、 H14.4 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。 |
| ○ | 三浦 吾郎 | S59.4.1 | ソフトウェア ハードウェア IT システム ・ネットワーク IC カード | H4.4 関西本部評価業務第 1 課配属。 〈実績〉○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽、◇◇◇◇ H11.4 英国 ABCDEFG に長期研修。 〈実績〉◎◎◎カード、◇□◇□◇、 ○○○カードリーダー、 Windows NT Ver 4.0 SP 3 H13.4 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。 |
| | 鈴木 義男 | H2.4.1 | ソフトウェア IC カード | H4.4 関西本部評価業務第 1 課配属。 〈実績〉○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽、◇◇◇◇ H14.4 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。 |
| | 朝日 忠平 | H2.4.1 | ソフトウェア IC カード | H5.4 関西本部評価業務第 1 課配属。 〈実績〉○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽ H16.4 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。 |
| | 木田 徳一 | H5.4.1 | ソフトウェア ハードウェア ア | H5.4 関西本部評価業務第 1 課配属。 〈実績〉○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽、◇◇◇◇ H16.4 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。 |
| | 山田 誠治 | H8.4.1 | ソフトウェア ハードウェア ア | H8.4 関西本部評価業務第 1 課配属。 〈実績〉○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽ H16.4 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。 |

(9) 認定申請に関する連絡先担当者等（様式 12）

認定審査業務を適切かつ迅速に実施するため、申請事業者の窓口となる担当者を様式 12 によりお知らせください。認定センター（審査チームを含む）からの連絡はすべて窓口となる担当者に行います。。

2.5 認定申請に対する手続きの概要

認定申請書が正式に受理された後の手続きの概要は、以下のフロー図のとおりです。

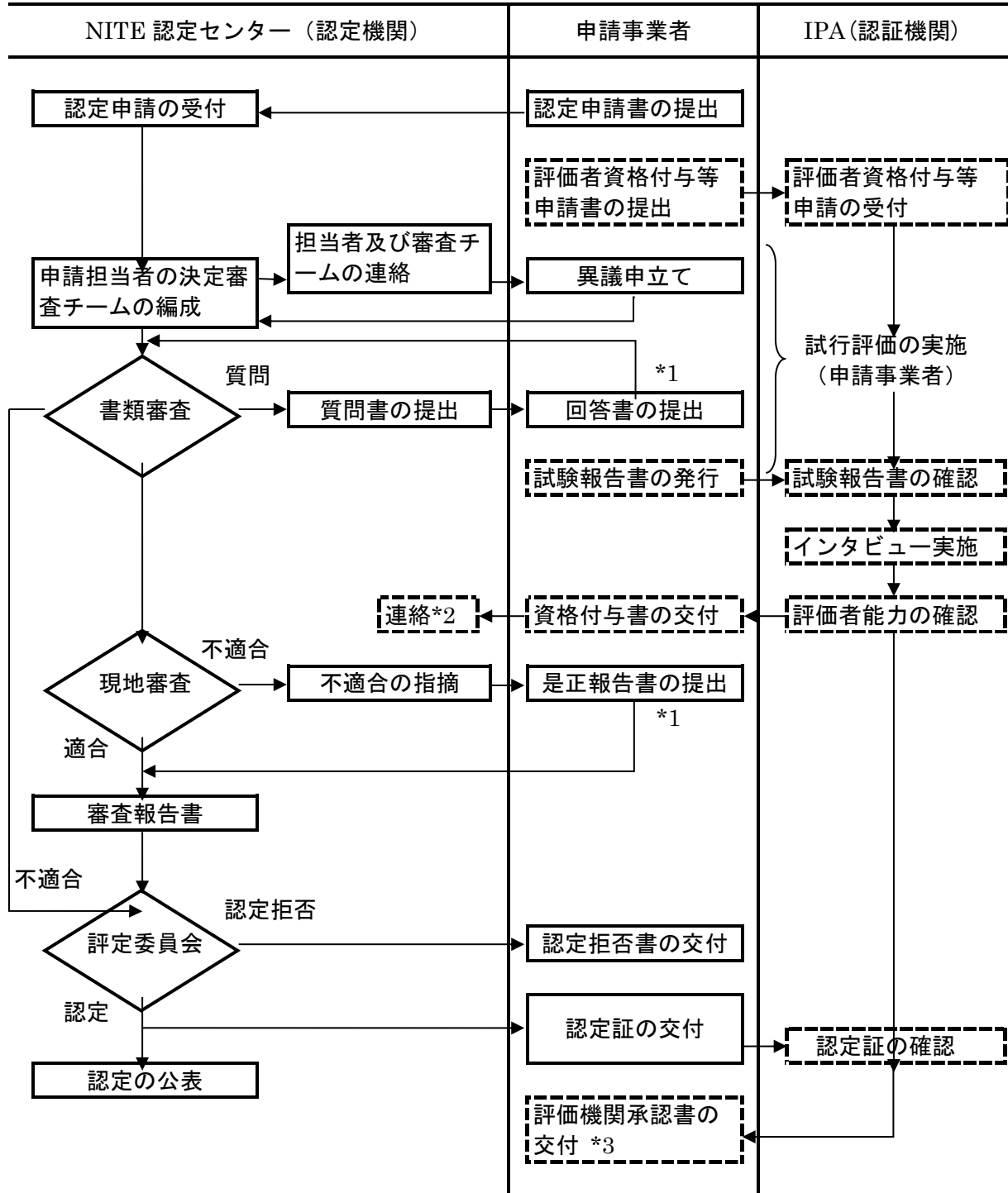
現地審査の過程においては、「文書の審査」、「試験（評価）区域への立ち入り」、「記録の閲覧」、「職員との接見」が必要となります。

また、マネジメントシステムの運営状況の確認を行うため、申請者は、実際にマネジメントシステムを運営し、現地審査の実施前に内部監査及びマネジメントレビューを行った実績が必要です。現地審査に先立って、効率的な審査を行うため、2.1 で定める添付書類のほかに、試験（評価）報告書など審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

申請書が受理されてから、認定証（認定拒否書）が交付されるまでの処理期間は、認定申請範囲、審査の状況によって期間（受審側の回答書、不適合事項是正報告書等の作成期間は除く。）が異なります。

なお、2.4(3)において ASNITE 認定申請手続中断願を提出した場合には、試験報告書を発行した後に ASNITE 認定申請手続復活願（様式適宜）を御提出ください。その後、現地審査審査日の調整を行うこととなります。また、中断願を提出してから復活願を提出するまでの期間は、NITE の審査期間から除かれますので御注意ください。

認定申請に対する手続きの概要（コモンクライテリア評価の場合）



*1 回答書又は是正報告書の提出期限は、「通知日から 30 日以内」となります。期限切れの場合には、次の工程に進みます。

なお、回答書又は是正報告書の内容によっては、再質問を行う場合があります。

*2 資格付与書の交付の連絡を受けた後、申請事業者と現地審査実施日を調整します。

*3 評価機関の承認申請は、評価者資格付与の申請と同時に進みます。詳しくは、IPA の公開文書を御覧ください。

2.6 認定申請中の申請内容の訂正

認定申請中に申請内容の訂正又は添付書類の変更が生じた場合は、対応する訂正に係る書類等を添えて、ASNITE 認定申請書訂正願の正本 1 部を提出してください。

(様式 13) の記入例

| | | | | | |
|---|--|---|---|--------|-------|
| ASNITE 認定申請書訂正願 | | | | | |
| ○○○○年○○月○○日 × × | | | | | |
| × 独立行政法人製品評価技術基盤機構 | | | | | |
| × × 理事長 殿 | | | | | |
| 住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1 | | | | | |
| 名称及び代表者 株式会社 経済 | | | | | |
| 代表取締役社長 経済 太郎 印 × | | | | | |
| ○○○○年○○月○○日付けで認定の申請をしましたが、申請書記載事項に変更がありましたので、下記のとおり訂正をお願いします。 | | | | | |
| 記 | | | | | |
| 1. 訂正事項 | 認定を受けようとする試験事業者の事業所の名称の変更 | | | | |
| | <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">旧</td> <td style="text-align: center;">新</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">霞ヶ関試験所</td> <td style="text-align: center;">東京評価所</td> </tr> </table> | 旧 | 新 | 霞ヶ関試験所 | 東京評価所 |
| 旧 | 新 | | | | |
| 霞ヶ関試験所 | 東京評価所 | | | | |
| 2. 訂正理由 | 弊社の組織変更に伴う申請対象事業所の名称変更によるもの。 | | | | |
| 備考 1 | 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。 | | | | |
| 備考 2 | 訂正事項及び訂正理由の記載にあたって、訂正事項が複数ある場合には枝番を付し、訂正理由と整合させてください。また、必要に応じて別紙を用いてください。 | | | | |
| 備考 3 | 訂正後の関係資料を一緒に提出してください。 | | | | |
| 備考 4 | 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合においては、署名が本人が自署するものとします。 | | | | |

3 認定事業者の権利及び義務

(1) 認定事業者の権利

① 認定シンボルを付した試験報告書の発行

認定事業者は、試験報告書に、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項に規定する認定シンボルを付して発行することができます。ただし、認定シンボルの使用及び取扱いについては、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項を参照してください。

② 認定証の交付等

申請事業者に認定を付与する際、認定証を交付し、当該事業者に認定が付与された旨を通知します。また、ホームページなどの認定機関から公表する情報に、認定事業者として掲載されます。

③ 認定基準の変更通知の受理

認定事業者が新基準に適合するために必要となった場合は、合理的な猶予期間をもって、認定機関からの書面によって通知されます。

④ 定期検査における審査チームに対する異議申立て

定期検査に係る審査チームの編成については、認定審査のときと同様に、認定事業者が異議を申し立てる機会を、認定機関から与えられています（定期検査の詳細は、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項を参照してください。）。

⑤ 認定機関に対する苦情及び不服の申立て

認定事業者は、認定機関の行う処分、制度の運営などに対して不服又は苦情の申立てを行うことができます。

(2) 認定事業者の義務

認定事業者は、認定の継続のため、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項」に規定する事項について、従うことが義務として課せられます。

4 認定内容の変更の手続き

認定後、認定申請時に提出した申請書の内容に変更があった場合や、添付書類の内容に変更があった場合は、ASNITE 認定内容等変更届を提出していただきます。これを怠ると認定が取り消される場合がありますので注意してください。

なお、変更届が必要となる事例については、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項を参照してください。

4.1 変更に必要な書類

認定内容の変更に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ ASNITE 認定内容等変更届（様式 14）（正本 1 部）
- ・ 変更があった事業所に対して出された認定証の原本（書換えが必要な場合のみ）

4.2 ASNITE 認定内容等変更届の記入要領

(1) 「変更の対象となる認定事業所」

認定番号及び変更の対象となる認定を受けている事業所名を、記入してください。

(2) 「変更内容」

変更事項及び変更理由について、簡潔に記入してください。

また、変更内容が明確になるように、変更する前の内容と、変更した後の内容とを比較して記述してください。この場合、変更届に記入しきれないときは、別紙資料としてかまいません。

(3) 「変更年月日」

上記変更が行われた年月日を記入してください。

(様式 14) の記入例

| | | | | | |
|---|-------|---|---|--------|-------|
| ASNITE 認定内容等変更届 | | | | | |
| 2006 年 12 月 1 日 × × | | | | | |
| × 独立行政法人製品評価技術基盤機構 × × 理事長 殿 | | | | | |
| 住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1 名称及び代表者 株式会社 経済 代表取締役社長 経済 太郎 印 × | | | | | |
| 認定内容を変更したので、下記のとおり届け出ます。 | | | | | |
| 記 | | | | | |
| 1. 変更の対象となる認定事業所 ASNITE XXXX 株式会社経済 霞ヶ関試験所 | | | | | |
| 2. 変更内容 | | | | | |
| (1) 変更事項 認定を受けている事業所の名称の変更 | | | | | |
| <table border="0"><tr><td style="text-align: center;">旧</td><td style="text-align: center;">新</td></tr><tr><td style="text-align: center;">霞ヶ関試験所</td><td style="text-align: center;">東京評価所</td></tr></table> | | 旧 | 新 | 霞ヶ関試験所 | 東京評価所 |
| 旧 | 新 | | | | |
| 霞ヶ関試験所 | 東京評価所 | | | | |
| (2) 変更理由 | | | | | |
| 弊社の組織変更に伴う認定を受けている事業所の名称変更によるもの。 | | | | | |
| 3. 変更年月日 | | | | | |
| 2006 年 11 月 1 日 | | | | | |

5 認定事業の承継の手続き

5.1 承継に必要な書類

認定事業の承継に必要な書類は、次のとおりです。

(1) 合併によって認定事業者の地位を承継した法人等

- ・ASNITE 事業承継届（正本 1 部）
- ・その法人等の登記事項証明書
- ・「認定の一般要求事項の遵守について」（様式 3C）
- ・認定証

(2) 事業の全てを譲り受けたことによって認定事業者の地位を承継した法人等

- ・ASNITE 事業譲渡届（正本 1 部）
- ・その法人等の登記事項証明書
- ・「認定の一般要求事項の遵守について」（様式 3C）
- ・認定証

5.2 ASNITE 事業承継届の記入・作成要領

記入・作成例として、ASNITE 事業承継届（様式 15）を示します。次の要領で記入し、認定証及び承継の事実を証する書面（登記事項証明書など）を添付してください。様式 15 についても同様の要領で記入し、必要な書類を添付してください。

(1) 「被承継者の名称及び代表者の氏名並びに住所」

認定事業を承継される者（合併前に認定事業者の地位を有していた者）の名称、住所等を記入してください。

なお、ASNITE 事業譲渡届（様式 16）の「譲受者」とは譲り受けた法人を指します。

(2) 「承継された事業所の名称及び所在地」

承継の対象となる認定事業者の事業所の名称及び所在地を記入してください。承継によって、名称変更がある場合は、旧名称を記入してください。

(3) 「被承継者の認定番号及び付加情報、認定を受けている範囲」

承継の対象となる認定事業者が既に取得している認定証に記載されている認定番号及び付加情報、認定範囲を転載してください。

(4) 「承継後の事業所の名称及び所在地」

承継によって、認定事業者の事業所の名称変更がある場合に、新名称を記入することになります。名称変更が無い場合は、「変更なし。」と記入してください。

(様式 15) の記入例

| | |
|---|---|
| ASNITE 事業承継届 | |
| 2006 年 9 月 30 日 × × | |
| × 独立行政法人製品評価技術基盤機構 × × 理事長 殿 | |
| 住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1 名称及び代表者 株式会社 経済 代表取締役社長 経済 太郎 印 × | |
| 下記のとおり認定事業者の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。 | |
| 記 | |
| 被承継者の名称及び代表者の氏名並びに住所 | 株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 見本 申之助 東京都渋谷区西原 2-49-10 |
| 承継された事業所の名称及び所在地 | 幡ヶ谷ラボラトリー 東京都渋谷区西原 2-49-10 |
| 被承継者の認定番号及び付加情報 | ASNITE 000X T |
| 認定を受けている区分 | 情報技術—コモンクライテリア評価— ソフトウェア |
| 認定を受けている範囲 | 別記のとおり |
| 承継後の事業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号 | 関東本部 代々木上原ラボラトリー 東京都渋谷区西原 2-49-51 〒151-0066 03-1234-8765 (TEL) 03-6666-6666 (FAX) |
| 承継の期日 | 2006 年 9 月 1 日 |
| 承継の理由 | 合併 |

6 認定事業の廃止の手続き

6.1 廃止に必要な書類

認定事業の廃止に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ ASNITE 事業廃止届 (様式 17) (正本 1 部)
- ・ 廃止する事業所に対して発行された認定証の原本

6.2 ASNITE 事業廃止届の記入要領

- (1) 「認定番号及び付加情報、認定を受けている区分、認定を受けている範囲」
廃止した事業に係る認定区分、認定範囲のみを記入してください。

(様式 17) の記入例

| | |
|---|---|
| ASNITE 事業廃止届 | |
| 2006 年 12 月 1 日 × × | |
| × 独立行政法人製品評価技術基盤機構 × × 理事長 殿 | |
| 住所 東京都世田谷区梅林堤 2-4-8 名称及び代表者 株式会社 サンプル・ラボラトリー 代表取締役社長 参普留 止夫 印 × | |
| 下記のとおり認定に係る事業を廃止したので、届け出ます。 | |
| 記 | |
| 事業を廃止した事業所の名称及び所在地 | 梅林堤評価ラボラトリー 東京都世田谷区梅林堤 2-4-8 |
| 認定番号及び付加情報 | ASNITE 000X T |
| 認定を受けている区分 | 情報技術－コモンライテリア評価－ソフトウェア 情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール |
| 認定事業を廃止する範囲 | 情報技術－コモンライテリア評価－ソフトウェア (クラス APE、EAL1、EAL2、EAL3、EAL4) |
| 廃止の期日 | 2006 年 11 月 30 日 |
| 廃止の理由 | 事業縮小のため |

7 定期検査の申込み手続き

ASNITE では、原則として認定後 1 年以内の部分検査、認定後 3 年以内の全項目検査、認定後 4 年以内の全項目検査及びその後 2 年ごとの全項目検査の受検が要求されます。

これらの定期検査の申込みは、次の手続きにより行うことが必要です。

定期検査を受けるための申込みは、認定センターから定期検査の時期等について通知いたしますので、その通知を受けてから様式 18 (正本 1 通) 「定期検査申込書」により申込みをしてください。定期検査申込時に既に認定センターに提出している申請書類 (申請書に添付する書類を含む) に変更がある場合は、認定内容等変更届 (様式 14) と共に変更後の書類を添付してください。

7.1 定期検査申込み手数料について

定期検査申込み手数料は、2.2 項 認定申請手数料を御覧ください。

7.2 定期検査申込書の記入要領

(1) 「申込者の名称及び代表者の氏名」

申込者は、代表者ではなく認定事業者の事業所の長でもかまいません。また、署名をもって押印に代えることができます。

- (2) 「認定事業所の名称」及び「認定番号及び付加情報」
認定事業者の事業所の名称、認定番号及び付加情報を記入してください。
- (3) 定期検査の種類
認定センターからの通知に基づき「全項目検査」又は「部分検査」と記入してください。
- (4) 「定期検査を受ける認定区分及び範囲」
認定証に記載されている定期検査を受ける認定区分及び範囲を記入してください。
- (5) 「手数料」
認定センターからの通知に記載されている手数料額を記入してください。ただし、認定区分の追加に伴う合同審査を行う場合は、減額措置がありますので、空欄としてください。

8 暗号モジュール試験における CMVP との共同認証制度に基づく認定について

暗号ソフトウェアモジュール試験区分又は暗号ハードウェアモジュール試験区分において、認定を取得している又は認定を申請している事業所は、認定センターに申込みすることにより、JCMVP と CMVP との共同認証制度に対応する認定サービスを受けることができます。申込みの後、書類審査、現地審査／検査が実施されます。当該審査に係る手数料は認定センターが公開する手数料規程に従いますが、日本国外の技術専門家が認定審査／検査に立ち会う場合は個別に認定センターにお問い合わせください。CMVP の定義は一般要求事項を御覧下さい。

CMVP 共同認証に対応する事業者（以下「CMVP 対応事業者」という。）は、認定及び認定の継続にあたり一般要求事項第 3 部の全項目が適用されます。

8.1 8-1 CMVP 対応事業者認定申込書（様式 19）の記入要領

- (1) 「CMVP 対応事業者認定申込者の氏名又は名称」
申込者は法人の代表者ではなく事業所の長でも結構です。また、氏名を記載の上、押印することに代えて署名でも結構です。
- (2) 「CMVP 対応事業者認定を受けようとする事業所名」
認定申請事業者が認定申請と同時に CMVP 対応事業者認定を申込み場合は、申請している事業所の名称を記入してください。
認定事業者が CMVP 対応事業者認定を申込み場合は、すでに取得している認定番号と事業所の名称を記入してください。

- (3) 「CMVP 対応事業者認定を受けようとする区分及び範囲」
申込みは原則、認定を受けようとする又は受けている暗号モジュール試験に係る区分のすべてについて行ってください。認定範囲は、一般要求事項の 3.2 「マネジメントシステムの対象範囲」を参考に、以下のうち該当するものを記載してください。

基本暗号セキュリティ（17BCS）

暗号アルゴリズム実装試験（17CAV）

暗号ソフトウェアモジュール試験 1（セキュリティレベル 1～3）

暗号ソフトウェアモジュール試験 2（セキュリティレベル 4）

暗号ハードウェアモジュール試験 1（セキュリティレベル 1～3）

暗号ハードウェアモジュール試験 2（セキュリティレベル 4）

附 則

この手引きは、平成 13 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。ただし、本規程第 8 項に定める「暗号モジュール試験における CMVP との共同認証制度に基づく認定について」の適用は、JCMVP と CMVP との共同認証に係る契約の締結日及びそれ以降とする。

附 則

この手引きは、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

様式集

用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番としてください。
ただし、様式 7、様式 8 及び様式 9 については、A 列 3 番でも結構です。

- (様式 1) ASNITE 認定申請書
- (様式 2) 認定を受けようとする範囲の別記
- (様式 3) ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項の確認（遵守）について
- (様式 4) 認定事業に類似する業務の実績
- (様式 5) 認定事業に用いる器具、機械又は設備の数、性能、所在の場所及びその所有者又は借り入れの別
- (様式 6) 認定事業を行う施設の概要（事業所の配置図）
- (様式 7) 認定事業を行う施設の概要（〔評価室／試験室〕の機器の配置図）
- (様式 8) 認定事業を行う組織に関する事項（事業所の組織図）
- (様式 9) 認定事業を行う組織に関する事項（主要職員名簿）
- (様式 10) 認定事業の実施の方法に関する事項
- (様式 11) 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績
- (様式 12) 認定申請に関する連絡先担当者等
- (様式 13) ASNITE 認定申請書訂正願
- (様式 14) ASNITE 認定内容等変更届
- (様式 15) ASNITE 事業承継届
- (様式 16) ASNITE 事業譲渡届
- (様式 17) ASNITE 事業廃止届
- (様式 18) 定期検査申込書
- (様式 19) CMVP 対応事業者認定申込書

(様式 1)

ASNITE 認定申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿住所
申請者の氏名又は名称及び
法人にあっては代表者の氏名 印

試験事業に対する ASNITE の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定を受けようとする試験方法の区分
2. 認定を受けようとする範囲
3. 認定を受けようとする事業所（試験所）の名称、所在地（郵便番号）、電話番号

| |
|-------------------|
| ふりがな 名称 |
| ふりがな 所在地(郵便番号) |
| 電話番号 |

- 備考
- 1 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とします。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合において、署名は本人が自署するものとします。
 - 3 試験方法の区分は別紙に詳細を記載し、添付してください。
 - 4 認定を受けようとする事業所（試験所）が複数ある場合は、全ての事業所（試験所）について、名称、所在地（郵便番号）、電話番号を記載してください。

(様式 2)

認定を受けようとする範囲の別記

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(様式 3A)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項の確認について

〇〇〇〇は、ASNITE の認定の申請を行うにあたり、認定の手順に従い、貴機構の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを確認しました。また、審査において試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。

〇〇〇〇は、ASNITE の試験事業者として認定の申請を行うにあたり、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項 (TIRP21)」最新施行版の該当するすべての項目に適合することを誓約します。

【作成注意】

1. この書類は、認定申請と同時に試験事業者から提出していただくものです。
2. 日付は、申請日を記入してください。
3. 〇〇〇〇は、「当協会〇〇試験室」など、試験事業者の事業所名を記入してください。

(様式 3B)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項の遵守について

〇〇〇〇は、ASNITE の認定の授与を受けるにあたり、以後、常に「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項 (TIRP21)」の最新施行版の該当するすべての項目に適合することを誓約します。

〇〇〇〇は、前述の要求事項が改正された場合及び認定された範囲が拡大・縮小した場合にも、この誓約書の内容を引き続き維持します。

【作成注意】

1. この誓約書は、認定証を受領するにあたり、提出していただくものです。
2. 日付は、認定の授与に係る通知日以降であって、本書類の提出日を記入してください。
3. 〇〇〇〇は、「当協会〇〇試験室」など、認定が授与された試験事業者の事業所名を記入してください。

(様式 3C)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項の遵守について

〇〇〇〇は、本日、ASNITE の認定事業者△△△△（認定番号 ASNITE 000X）の〔全部の／一部の〕認定事業を承継したことを受け、今後、常に「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）」最新施行版の該当するすべての項目に適合することを誓約します。

〇〇〇〇は、前述の要求事項が改正された場合及び認定された範囲が拡大・縮小した場合にも、この書面の内容を引き続き維持します。

【作成注意】

1. この書類は、認定書と引き換えに試験事業者から提出していただくものです。
2. 日付は、承継日を記入してください。
3. 〇〇〇〇は、「当協会〇〇試験室」など、承継した者の事業所名を記入してください。
4. △△△△は、「△△△協会△△試験室」など、承継された認定事業者の事業所名を記入してください。
5. ASNITE 000X は、承継された認定事業者に与えられていた認定番号を記入してください。
6. [] の部分は、どちらか一つだけを記入してください。

(様式 4)

3. 認定事業に類似する業務の実績

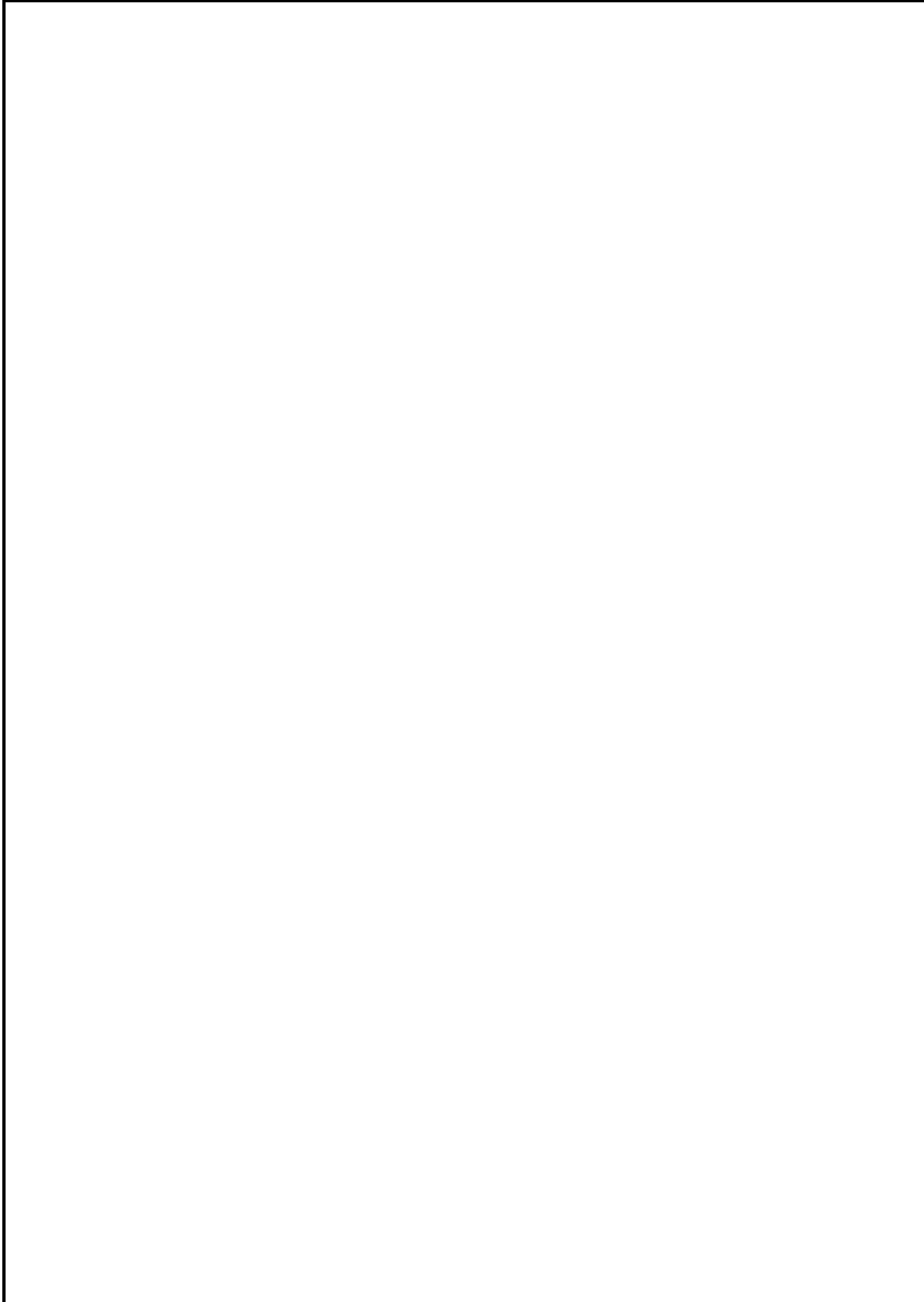
(年 月 日 ~ 年 月 日)

| 用いた方法 | 実施期間及び対象 | 件数 |
|-------|----------|----|
| | | |

(様式 6)

5. 認定事業を行う施設の概要

(1) 事業所の配置図



(様式 7)

5. 認定事業を行う施設の概要

(2) [評価室／試験室] の機器の配置図

| 室 名 | |
|-----|--|
| | |

※ [] の部分は、どちらか一つだけを記入してください。

(様式 8)

6. 認定事業を行う組織に関する事項

(1) 事業所の組織図



(様式 9)

6. 認定事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿

| | |
|----------------|--|
| 技術管理者 | |
| 氏 名 | |
| 職 名 | |
| 関連する経験 | |
| 技術管理者の代理 | |
| 氏 名 | |
| 職 名 | |
| 関連する経験 | |
| 品質管理者 | |
| 氏 名 | |
| 職 名 | |
| 関連する経験 | |
| 品質管理者の代理 | |
| 氏 名 | |
| 職 名 | |
| 関連する経験 | |
| 署名又は記名押印する者 | |
| 氏 名 | |
| 職 名 | |
| 関連する経験 | |
| 署名又は記名押印する者の代理 | |
| 氏 名 | |
| 職 名 | |
| 関連する経験 | |

(様式 10)

7. 認定事業の実施の方法に関する事項

| 文書番号 | 文 書 名 | 制定／最新更新日 |
|------|-------|----------|
| | | |

(様式 11)

8. 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

| 主任 | 氏 名 | 入社年月日 | 担当業務 | 申請に係る事業の従事の実績 |
|----|-----|-------|------|---------------|
| | | | | |

(様式 12)

9. 認定申請に関する連絡先担当者等

認定申請に関する連絡先担当者（必要な場合、認定後の連絡先担当者）及び認定された後の認定事業者一覧等で公表を希望する認定事業所は次のとおりです。

(1) 認定申請に関する連絡先担当者

| | | |
|--------|-----|--|
| 連絡先担当者 | 部署名 | |
| | 氏名 | |
| 電話 | | |
| FAX | | |
| E-mail | | |

※申請手数料についての請求書の送付先が上記と異なる場合には次に記載をお願いします。

| | | |
|--------|-----|---|
| 請求書送付先 | 部署名 | |
| | 氏名 | |
| 送付先住所 | | 〒 |

(2) 認定後の連絡先担当者（上記（1）と異なる場合に記入）

| | | |
|--------|-----|--|
| 連絡先担当者 | 部署名 | |
| | 氏名 | |
| 電話 | | |
| FAX | | |
| E-mail | | |

(3) 認定された後の認定録事業者一覧表等で公表を希望する認定事業所の問い合わせ窓口

| | |
|------------------------------|--|
| 事業者名、事業所名の和文 | |
| 事業者名、事業所名の英文 | |
| 電話 | |
| FAX | |
| ホームページの URL | |
| E-mail（利用できる場合。なるべく組織宛のアドレス） | |

(注1) 一覧表等での電話、FAX等の公表を希望しない場合は該当する欄にその旨記入して提出してください。

(注2) 異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。

(様式 13)

ASNITE 認定申請書訂正願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定の申請をしましたが、申請書記載事項に変更がありましたので、下記のとおり訂正をお願いします。

記

1. 訂正事項

旧

新

2. 訂正理由

- 備考 ① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
② 訂正事項及び訂正理由の記載にあたって、訂正事項が複数ある場合には枝番を付し、訂正理由と整合させてください。また、必要に応じて別紙を用いてください。
③ 訂正後の関係資料を一緒に提出してください。
④ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合においては、署名は本人が自署するものとします。

(様式 14)

ASNITE 認定内容等変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

認定内容を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更の対象となる認定事業所

2. 変更内容

(1) 変更事項

旧

新

(2) 変更理由

3. 変更年月日

(様式 15)

ASNITE 事業承継届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

下記のとおり認定事業者の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。

記

| | |
|-----------------------------------|--|
| 被承継者の名称及び代表者の氏名並びに住所 | |
| 承継された事業所の名称及び所在地 | |
| 被承継者の認定番号及び付加情報 | |
| 認定を受けている区分 | |
| 認定を受けている範囲 | |
| 承継後の事業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号 | |
| 承継の期日 | |
| 承継の理由 | |

(様式 16)

ASNITE 事業譲渡届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

譲渡者 住所
名称及び代表者の氏名 印

譲受者 住所
名称及び代表者の氏名 印

上記の者の間で下記の認定事業のすべてが譲渡されたので、別紙書類を添えて届け出ます。

記

| | |
|-----------------------------------|--|
| 譲受者の名称及び代表者の氏名並びに住所 | |
| 譲渡された事業所の名称及び所在地 | |
| 認定番号及び付加情報 | |
| 認定を受けている区分 | |
| 認定を受けている範囲 | |
| 譲受後の事業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号 | |
| 譲渡をした年月日 | |
| 譲渡の理由 | |

(様式 17)

ASNITE 事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿住所
名称及び代表者の氏名 印

下記のとおり認定に係る事業を廃止したので、届け出ます。

記

| | |
|--------------------|--|
| 事業を廃止した事業所の名称及び所在地 | |
| 認定番号及び付加情報 | |
| 認定を受けている区分 | |
| 認定事業を廃止する範囲 | |
| 廃止の期日 | |
| 廃止の理由 | |

(様式 18)

定期検査申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

下記の認定について、 年度の定期検査を申し込みます。また、定期検査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定事業所の名称
2. 認定番号及び付加情報
3. 定期検査の種類
4. 定期検査を受ける認定区分及び範囲
5. 手数料

(様式 19)

CMVP 対応事業者認定申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申込者の氏名又は名称

CMVP 対応事業者認定サービスを受けたいので下記のとおり申込みます。

記

1. CMVP 対応事業者認定を受けようとする試験所名又は申請試験所名

(認定番号 :)

2. CMVP 対応事業者認定を受けようとする区分及び範囲

- 備考 1. 申込者は、試験所の長でもよい。
2. 区分及び範囲は、次のうち該当するものを記載する。

<認定区分>

情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール
情報技術－暗号モジュール試験－暗号ハードウェアモジュール

<認定範囲>

基本暗号セキュリティ (17BCS)
暗号アルゴリズム実装試験 (17CAV)
暗号ソフトウェアモジュール試験 1 (セキュリティレベル 1～3)
暗号ソフトウェアモジュール試験 2 (セキュリティレベル 4)
暗号ハードウェアモジュール試験 1 (セキュリティレベル 1～3)
暗号ハードウェアモジュール試験 2 (セキュリティレベル 4)